

株 主 各 位

東京都港区浜松町二丁目4番1号  
日本プロセス株式会社  
代表取締役社長 大 部 仁

## 第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年8月24日（火曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成22年8月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号  
世界貿易センタービルディング 3階Room B
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第43期（平成21年6月1日から平成22年5月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結  
計算書類監査結果報告の件  
2. 第43期（平成21年6月1日から平成22年5月31日まで）  
計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- 
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知の事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.jpdc.co.jp/>) において、掲載することによりお知らせいたします。

## 事業報告

(平成21年6月1日から  
平成22年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジアを中心とした海外経済の改善に牽引される形で輸出が増加し、生産の持ち直しや企業収益の改善は見られるものの、設備過剰感が依然高水準にあるため設備投資の回復には至らず、雇用情勢も厳しい状況が続きました。また、企業のIT関連に対する投資も慎重な姿勢が継続しており、ソフトウェア投資は緩やかな減少が続いているものの、一部に明るい兆しも見えはじめています。

こうした環境の中で当社グループは、継続的な発展のために長期的な視点での土台作りを行うとともに、厳しい事業環境下でも利益が確保できるバランスの取れた経営に努め、需要にあわせた人材の最適配置や外注費の抑制などによる原価低減を行う一方、優秀な人材採用と若手技術者への教育についてはこれまで以上に充実を図ってきました。

経営戦略として掲げているソフトウェア全体を当社が統合的に開発することで高い品質を実現するという「トータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービス」の実現に向け、当期は一部プロジェクトで実践的取り組みを進めました。また、その実現化に不可欠なマネジメント人材を増強するための教育もこれまで以上に強化しています。

事業においては、好不況に左右されにくい鉄道や電力など社会インフラを中心とした制御系システム開発に重点的に人材を配置し、この分野における受注拡大に努めました。一方、需要が減少しているコンシューマエレクトロニクスを中心とした組込系システム開発などその他のシステム開発や、構築サービスや検証サービスなどの情報サービスは、需要に合わせた人材の最適配置により原価の低減を図りました。なお、当連結会計年度より工事進行基準の適用条件に合致する案件は工事進行基準により売上を計上しており、売上高のうち85百万円が工事進行基準による売上となっています。販売費及び一般管理費は、基幹システムの導入に伴い減価償却費や保守費が増加しましたが、作業の効率化や経費削減努力により58百万円減少しました。

また、関連会社であった株式会社日本システムアプリケーションとのシナジーが薄れてきたため、同社の全株式を売却し、その売却益など53百万円を特別

利益として計上しました。なお、同社は連結決算対象範囲外であるため、同社業績の連結決算への影響はありません。また、子会社のコンピュータシステムプランニング株式会社で実施した早期退職制度に要した費用など13百万円を特別損失として計上しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は4,641百万円（前連結会計年度比9.5%減）、営業利益は228百万円（前連結会計年度比26.6%減）、経常利益は269百万円（前連結会計年度比24.0%減）、当期純利益は170百万円（前連結会計年度比4.5%減）となり、前年同期実績を下回りました。

当社グループはコーポレートガバナンスの基本方針に基づきCSR（企業の社会的責任）に取り組んでおり、社会貢献の一環として子どもの健全な育成を支援する2つの財団（財団法人SBI子ども希望財団、財団法人日本フォスター・プラン協会）に合計150万円の寄付をいたしました。今後も継続的に利益の一部を社会貢献に役立ててまいります。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

部門別売上高の状況

（単位：百万円）

	平成21年5月期 （構成比）	平成22年5月期 （構成比）	増減額 （増減率）
制御系システム開発	1,915 (37.3%)	2,153 (46.4%)	237 (12.4%)
組込系システム開発	1,528 (29.8%)	1,260 (27.2%)	△267 (△17.5%)
基盤系システム開発	406 (7.9%)	337 (7.3%)	△68 (△17.0%)
業務系システム開発	767 (15.0%)	441 (9.5%)	△325 (△42.4%)
情報サービス・その他	513 (10.0%)	447 (9.6%)	△65 (△12.8%)
計	513 (100.0%)	447 (100.0%)	△65 (△9.5%)

② 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資額は45,035千円ですが、その主なものは社内システム改善のためのソフトウェア30,262千円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
平成22年5月に株式会社日本システムアプリケーションの全株式を売却致しました。
- ⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 40 期 (平成19年 5 月期)	第 41 期 (平成20年 5 月期)	第 42 期 (平成21年 5 月期)	第 43 期 (当連結会計年度 (平成22年 5 月期))
売 上 高(千円)	5,472,715	5,500,161	5,131,494	4,641,653
経 常 利 益(千円)	484,211	504,703	354,141	269,013
当 期 純 利 益(千円)	267,242	253,245	178,694	170,695
1株当たり当期純利益(円)	55.23	47.29	31.10	30.14
総 資 産(千円)	8,529,360	9,073,134	9,152,433	8,729,072
純 資 産(千円)	7,331,696	8,231,814	8,249,843	8,073,403
1株当たり純資産額(円)	1,521.58	1,432.82	1,435.96	1,455.93

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
コンピュータシステムプランニング㈱	50,000	100.0	金融システムの開発
国際プロセス㈱	10,000	100.0	組込制御システムの開発
アイ・ビー・エス㈱	12,000	100.0	運用/保守サービス

- (注) 1. 当連結会計年度における子会社は、上記を含め4社であります。  
2. 子会社4社のうちアイ・エス・アイ㈱は、休眠会社になっております。  
3. 平成22年6月1日付で日本プロセス(株)は、コンピュータシステムプランニング㈱を吸収合併いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経済状況の激変から、業界別の受注環境は大きく変化しております。そのため、当社の各セグメント間の受注量の格差が拡がり、受注価格低減の要求もあいまって、早急な対応をとることが求められています。

これらの直面する課題に対処するだけでなく、景気回復期に一段の飛躍をするための備えをすることも重要な課題であり、以下の取り組みを行ってまいります。

##### ① 営業力の強化と引き合い案件の増加

取引量の多い既存の顧客からの安定受注に加え、それに次ぐ顧客からの受注拡大のネックとなっているリソースを確保するために人材の流動化を更に進めます。また、新規顧客を開拓するために、画像分野での提案力を強化し、営業体制の強化を図ります。これにより主要取引先の占有リスク回避にもつなげてまいります。

##### ② 請負化・大規模化の推進

プロジェクト管理支援部によるプロジェクトマネージャ育成プログラムを実施し、プロジェクト管理能力を強化することにより請負業務のリスクを軽減し、大規模システムの請負能力を強化します。品質技術部により開発プロセスを標準化し、安定した品質と生産性の向上を図ります。また、必要な技術を持つ技術者を流動的にプロジェクトに結集させるために事業部制による運営を推進してまいります。

##### ③ コスト競争力の強化

プロジェクト管理の強化により品質と開発効率を向上させると同時に、中国現地法人を活用し原価低減を進めます。また、基幹情報システムにより管理業務を効率化させることで販売費及び一般管理費を削減し、コスト競争力を強化してまいります。

##### ④ 優秀な人材の確保、育成

当社グループの競争力の源泉である人材育成に関しては、これまで同様、社外の人材育成の専門家の協力を得て、最優先事項として取り組んでまいります。また、採用活動においても、海外を含めた広い視野で実施し、優秀な人材の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成22年 5月31日現在)

事業種類	事業内容
システム開発	制御系システム開発 交通・運輸、宇宙・航空、エネルギープラント、自動車組込系システム開発 携帯電話、情報家電、ドキュメントプロセッシング 基盤系システム開発 ビジネスIT基盤、コンテンツサービス基盤 業務系システム開発 金融システム、会計システム、顧客/販売管理
情報サービス	運用/保守サービス、構築サービス、検証サービス

(6) 主要な事業所等 (平成22年 5月31日現在)

名称	所在地
日本プロセス㈱	
本社	東京都港区浜松町二丁目4番1号
日立事業所	茨城県日立市大みか町一丁目5番17号
立川事業所	東京都立川市曙町一丁目18番2号
京浜事業所	神奈川県川崎市川崎区東田町8番地
三島事業所	静岡県三島市芝本町一丁目1番地
コンピュータシステムプランニング㈱	東京都港区芝大門二丁目12番10号

(7) 使用人の状況 (平成22年 5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
542(14)	+17(+5)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
464(13)	+31(+6)	33.9歳	9.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成22年 5月31日現在)

借入金はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

その他企業集団の現況につきましては、特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（平成22年5月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 22,980,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 5,745,184株  |
| ③ 株主数        | 539名        |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
SBI Value Up Fund 1 号 投資事業有限責任組合	933千株	16.83%
大 部 満 里 子	624千株	11.26%
大 部 仁	549千株	9.91%
大 部 力	545千株	9.83%
日本プロセス持株会	397千株	7.16%
吉 川 豁 彦	392千株	7.06%
小 泉 修	375千株	6.76%
第一生命保険株式会社	223千株	4.02%
萩 野 正 彦	221千株	4.00%
白 川 一 幸	177千株	3.19%

(注) 持株比率は自己株式（200,013株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成22年5月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	平成17年8月26日	
新株予約権の数	3,230個 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	323,000株（普通株式）	
新株予約権の払込金額	1株当たり 1,213円	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加資本金及び資本準備金	1株当たりの資本金 607円 1株当たりの資本準備金 606円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 607円	
権利行使期間	平成19年10月1日から平成22年9月30日まで	
行使の条件	<p>1) 新株予約権の行使には下記の制限を設ける。</p> <p>① 平成19年10月1日から平成20年9月30日まで割当個数の20%、または10個のいずれか大きい数を上限とする。</p> <p>② 平成20年10月1日から平成21年9月30日まで割当個数の60%、または10個のいずれか大きい数から①で行使した個数を控除した個数を上限とする。</p> <p>③ 平成21年10月1日から平成22年9月30日まで割当個数から①、②で行使した個数を控除した個数を上限とする。</p> <p>2) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役ならびに従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役の任期満了に伴う退任など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>3) 新株予約権者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>4) その他の条件については、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>	
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 340個</li> <li>・目的となる株式数 34,000株</li> <li>・保有者数 4名</li> </ul>
	社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 —</li> <li>・目的となる株式数 —</li> <li>・保有者数 —</li> </ul>
	監 査 役	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 —</li> <li>・目的となる株式数 —</li> <li>・保有者数 —</li> </ul>



### (3) 会社役員 の 状 況 (平成22年 5月31日現在)

#### ① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 部 仁	コンピュータシステムプランニング株式会社 代表取締役社長
代表取締役副社長	上 石 芳 昭	事業統括 国際プロセス株式会社代表取締役社長
取 締 役	奥 山 一 幸	技術統括兼情報システム統括
取 締 役	多 田 俊 郎	品質統括兼プロジェクト管理支援部長
取 締 役	久 保 裕	管理統括兼財務統括 スリープグループ株式会社取締役 株式会社ネオキャリア取締役
取 締 役	諸 星 信 也	広告システム研究所所長 東京コンサルティング株式会社顧問
取 締 役	本 橋 智 明	SBIインベストメント株式会社
常 勤 監 査 役	白 川 一 幸	
監 査 役	川 上 弘	株式会社弘和代表取締役
監 査 役	椎 名 健 二	弁護士(東京弁護士会) 中村法律事務所

- (注) 1. 平成21年8月25日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、監査役佐藤哲朗氏は、任期満了により退任いたしました。  
 2. 取締役諸星信也氏、取締役本橋智明氏は、社外取締役であります。  
 3. 監査役川上弘氏、監査役椎名健二氏は、社外監査役であります。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	56百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	12百万円 ( 1百万円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (4名)	69百万円 ( 4百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成2年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成2年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。  
 4. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額6百万円、(取締役6名6百万円)、役員退職慰労引当金繰入額9百万円(取締役6名8百万円、うち社外取締役1名0.3百万円、監査役4名分1百万円、うち社外監査役3名0.1百万円)、及び平成21年8月25日開催の第42期定時株主総会の決議に基づき、同株主総会終結の時をもって任期満了により退任された社外監査役1名に対する役員退職慰労金0.3百万円が含まれております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役諸星信也氏は、広告システム研究所所長、東京コンサルティング株式会社顧問であります。当社との間には特別の関係はありません。また、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
- ・取締役本橋智明氏は、SBIインベストメント株式会社を兼務されております。当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役川上弘氏は、株式会社弘和代表取締役であります。当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役椎名健二氏は、中村法律事務所の弁護士（東京弁護士会）であります。当社と中村法律事務所は、顧問弁護士契約を締結しております。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	発 言 状 況
取締役 諸 星 信 也	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち15回出席しております。同氏は、出席した取締役会において、情報システム関連技術者及び一流企業の上級管理者の経験に基づき、適宜説明を求めるとともに、提言を行いました。
取締役 本 橋 智 明	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち15回出席しております。同氏は、出席した取締役会において、企業金融経験者の見地で適宜説明を求めるとともに、提言を行いました。
監査役 川 上 弘	当事業年度中に開催された監査役会5回全て、取締役会16回のうち5回出席しております。同氏は、出席した取締役会において、会社経営の豊富な経験に基づき、適宜説明を求めるとともに、助言を行いました。監査役会においては、内部監査等について適宜必要な発言を行いました。
監査役 椎 名 健 二	監査役就任後に開催された監査役会4回全て、取締役会13回のうち4回出席しております。同氏は、出席した取締役会において、弁護士の見地から適宜説明を求めるとともに、助言を行いました。監査役会においては、監査の方法、その他監査役職務に関する事項について、適宜必要な発言を行いました。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、全ての社外取締役、社外監査役と当社との間で当該責任限定契約を締結しております。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

京橋監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会規則に則り、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案するよう取締役会に請求し、取締役会はそれを審議します。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを、行動規範/行動指針を通し取締役、監査役、使用人に周知徹底を行う。
- ロ. 当社は、組織総合規程、職務分掌細則、決裁権限細則、稟議規程等を制定し、職務の執行と範囲を明確に定める。
- ハ. 取締役は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努める。
- ニ. 監査役は当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、取締役に對し改善を助言または勧告しなければならない。
- ホ. 内部監査部門は、各部門の業務を監視し不正等を発見した場合、社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。
- ヘ. 内部統制管理責任者及び内部統制事務局を定め、内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。
- ト. 取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口または社外の顧問弁護士に対し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 文書管理規程及び文書管理規程別表に基づいて、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- ロ. 取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書または電磁的媒体を閲覧できるものとする。

### ③ リスクの管理に関する規程その他の体制

- イ. 内部統制管理責任者は、管理部及び関連部署と連携し、当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。

ロ．取締役会は、内部統制管理責任者より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする『緊急対策本部』を設置し統括的な危機管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

ロ．取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤取締役連絡会を原則週1回開催し業務執行に関わる意見交換等を行うとともに、取締役・執行役員・監査役・その他検討事項に応じた責任者等が出席する経営会議を原則月2回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。

ハ．業務の運営・執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標の明確な設定、各部門への目標付与を行い、各部門においてはその目標達成に向けた具体策を立案・実行する。

⑤ 当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制

イ．取締役会は、グループ会社共通の企業理念、行動規範/行動指針を策定し、グループ全体に周知徹底する。

ロ．グループ会社統括は、内部統制管理責任者と連携し、各グループ会社の内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。

ハ．当社取締役、部門長、グループ会社社長は、各担当部門の業務執行及び財務報告に係る適切性を確保する内部統制システムの確立と運用の権限と責任を有する。

ニ．内部監査部門は、グループ各社の業務を監視し不正等を発見した場合、社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。

ホ．グループ各社の取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口または社外の顧問弁護士に対し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。

ヘ．グループ会社の経営については、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役が求めた場合、監査役の職務を補助のための使用人を配置し、その人事については取締役と監査役が協議して決定する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、内部監査部門の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関し、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制  
イ. 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項及び以下に定める事項について、監査役にその都度報告するものとする。  
(a) 内部統制システム構築に関する事項  
(b) 当社の重要な会計方針、会計基準の変更に関する事項  
(c) 重要な開示に関する事項  
(d) 監査役から要求された会議議事録に関する事項  
(e) その他コンプライアンス上重要な事項  
ロ. 監査役は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えられている。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制  
イ. 監査役は、職務遂行にあたり取締役会及び重要な会議の出席、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧することができる。  
ロ. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制  
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
イ. 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監理する。  
ロ. 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制システム構築を推進し、その整備・運用の評価を行う。

## (6) 株式会社の支配に関する基本方針

### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社株式に対する大規模な買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案又は買付行為の是非についての判断は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、近時、新しい法制度、企業買収環境及び企業文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあり、また、株式の大量取得行為の中には、(i)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、(ii)株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(iii)対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(iv)対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社のビジネスは、株主の皆様を始め、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる安定的かつ健全な体制を構築し、社会から必要とされる高品質なサービスを提供していくことが、当社企業価値を高めていく上で不可欠な要件となっております。

そこで、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案が行われ、その買付提案が実行された場合、当社がこれまで育成してまいりました当社の特色である信頼性、公共性、中立性、経営の安定性、ブランド・イメージ等をはじめ、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値への影響、ひいては株主共同の利益を毀損する可能性があるときは、当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考え、当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保・向上させるため、当該者による大量取得行為に対して相当な措置を講ずることを基本方針といたします。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の向上及び基本方針の実現に資する取組み

当社は昭和42年の創業以来、「制御システム」の開発を中心に顧客と一体となってソフトウェア開発に従事しており、長年に渡って顧客との信頼関係を築いてまいりました。当社の企業理念「情報通信技術を駆使した新しい価値創造を通して顧客とともに社会に貢献する」の下、お客様の満足度向上のため、技術力の向上や納期の厳守に努めてまいりました。当社としても、従業員の育成には非常に力を入れており、昭和63年長野県富士見高原に研修所を開設し、技術や品質の向上を図ってまいりました。更に今日、日々進化していく情報技術のフィールドで、常に最先端のソリューションを提供できるよう、研修制度を再構築し、最新の技術の習得が可能な環境作りに努めております。

これらの結果、従業員一人一人の仕事に対する強い探究心を生み出すとともに、当社独自の報酬制度（業務の貢献度を自分たちで評価する）等も要因となって高いモチベーションを生み出すこととなり、独特の企業風土が形成されております。

このように、顧客との信頼関係や会社と従業員の信頼関係、そして従業員一人一人の高いモチベーションが、当社にとっての企業価値の源泉であるといえます。

当社は、こうした当社の企業価値の源泉を踏まえて、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中期経営計画の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

しかし、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の独自の経営を向上させる者が当社の財務及び事業の方針を決定する者とならなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付提案及び買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付提案及び買付行為を抑制するためには、当社株式に対する大規模な買付提案及び買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案すること、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保すること、並びに株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みを確保するために、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を平成20年3月7日開催の当社取締役会の決議をもって導入し、公表いたしました。その後平成20年8月26日開催の第41期定時株主総会において本プランの導入に関する議案が決議され、本プランの有



効期間は、平成23年に開催される定時株主総会終結の時までとなっております。

#### イ. 本プラン概要

本プランにおいては、当社に対する買付提案又は買付行為の実行を検討している者より、事前に当社に対する買付に関する情報の提供を受け、当社取締役会が買付提案者と交渉並びに提案内容の検討を行う期間を確保し、当該買付提案又は買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものか否かの判定を行うこととしております。これに対し、買付提案者が事前の情報提供や予告なく当社株式に対する買付行為を開始するような場合や、買付提案又は買付行為の内容、態様及び手法に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損すると認められるような場合には、当社としてはその毀損を防止するために対抗措置を発動できることとしております。なお、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会を設置することといたします。

本プランにおいて、当社は、以下の手続によって買付提案者に対して買付提案及び買付行為の概要及びその他の情報の提供を求めるものとします。

かかる情報の提供を受けた後、当社では、下記に定める特別委員会及び当社取締役会においてかかる情報を検討した上、当社取締役会としての意見を慎重に形成及び公表し、必要と認めれば、買付提案についての交渉や株主の皆様に対する代替案（当社取締役会が経営を継続することによって実現しうる当社の企業価値・株主共同の利益及びそのための具体的な方策のほか、当該買付行為に直接対抗するための当社取締役会その他の第三者を主体とした買付提案を含む）の提示も行うものとします。

かかる検討の結果、下記に定める対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件を充足するか否かを特別委員会において判断し、特別委員会が当社取締役会への勧告を行った上、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定するものとします。

#### ロ. 本プランの内容

##### (a) 本プランの対象となる買付提案者

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株券等の買付提案、買付行為又はこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「買付行為等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付行為等を行い、又は行おうとする買付提案者（以下「大量買付提案者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 特定の株主グループが当社の株券等の保有者及び共同保有者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付（当該特定の株主グループを、以下「特定大量保有者」といいます。）
  - (ii) 特定株主グループが当社の株券等の買付等を行う者及びその特別関係者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付（当該特定の株主グループを、以下「特定大量買付者」といいます。）
- (b) 必要情報提供手続

本プランの対象となる大量買付提案者には、買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大量買付提案者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買付行為等の概要及び本プランで定められる手続を遵守する旨の誓約文言を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出して頂きます。なお、書面はすべて日本語により作成して頂きます（以下において大量買付提案者が提出すべきとされている書面・情報についても同様とします。）。

当社取締役会は、特別委員会の助言及び勧告に基づいて、大量買付提案者からの提案内容が具体的にいかに当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるかを明らかにするため、上記の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付提案者の買付行為等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付提案者に交付し、本必要情報の提供を求めます。なお、本必要情報に該当する代表的な項目は以下の通りです。

- (i) 大量買付提案者及びそのグループの詳細
- (ii) 買付行為等の目的、方法及び内容
- (iii) 買付対価の種類及び金額並びに買付対価の算定根拠
- (iv) 買付行為等に要する資金の調達状況及び当該資金の提供者の概要
- (v) 大量買付提案者及びそのグループによる当社の株券等の取得及び売却状況
- (vi) 買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vii) 買付提案者が既に保有する又は将来取得する当社の株券等に関する貸借契約等の内容
- (viii) 大量買付等の後における当社及び当社グループの経営方針等
- (ix) 純投資又は政策投資を買付行為等の目的とする場合には、買付行為等の後の株券等の保有方針、議決権の行使方針等、並びに長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付行為等を行う場合には、その必要性
- (x) 重要提案行為等を行うまたは可能性がある場合、その目的、内容等
- (xi) 買付行為等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、

その理由及びその内容

- (x ii) 買付行為等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
  - (x iii) 買付等における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者に関する処遇・方針
  - (x iv) 大量買付提案者以外の当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
  - (x v) その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報
- (c) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等  
大量買付にかかる情報提供を受けた後、取締役会がこれらの評価、検討、交渉、代替案立案のための期間を下記の通り設定します。
- (i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社の全株式の買付の場合には60日間
  - (ii) その他の方法による買付行為等の場合には、90日間
- (d) 特別委員会による勧告

当社は本プランを適正に運用し、取締役会により恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外監査役及び社外取締役並びに社外の有識者（弁護士、公認会計士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等）を対象として選任します。

当社取締役会は、本必要情報並びに本必要情報の取締役会による評価及び分析結果を特別委員会に提供します。特別委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、大量買付提案者が提供する情報の十分性、対抗措置の発動の是非、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特別委員会に諮問した事項及び特別委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項等について勧告を行います。

特別委員会は、大量買付提案者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または大量買付提案者による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益の著しく損なうものと認められる場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重の上、対抗措置発動に関する決議を行います。また、特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、具体的な対抗措置の内容を決定した上で、対抗措置の発動についての承認を株主総会に付議するものとします。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会終了後速やかに対抗措置の発動または不発動を決議するものとします。なお、対抗措置としては、原則として、当社取締役会決議により、新株予約権の無償割当（会社法第277条）を行うこととします。

- ③ 上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い当社の企業価値・株主共同の利益の著しく損なうものではなく、また、当社従業員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではなく、また、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ. 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(i)企業価値・株主共同の利益の確保、(ii)事前開示・株主意思の原則及び(iii)必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、また同様に株式会社ジャスダック証券取引所(現 株式会社大阪証券取引所)の定める、上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則第2条の2「尊重義務」(現 JASDAQ 等における企業行動規範に関する規則の特例第10条)を充足しております。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記、②に記載の通り当社株式に対する買付行為等が行われた際に、当該買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ. 株主意思を十分に尊重していること(サンセット条項)

当社は、上記の通り平成20年3月7日開催の当社の取締役会において本プランの導入を決議いたしました。本プラン導入に関する株主の皆様のご意

志を確認するため、平成20年8月26日開催の第41期定時株主総会において本プラン導入に関する議案を付議し、ご承認いただいております。

また、本プランの有効期限は、原則として平成23年に開催される当社定時株主総会終結の時までとし、それ以降も当社株主総会において本プランの継続に関して皆様の意思を確認させて頂く予定ですので、株主の皆様のご意思を十分に尊重した買収防衛策であると考えます。なお、当社は取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中の存続・廃止につきましては、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権行使の状況を鑑みて、可能な限り株主の皆様のご意思を反映させていく考えです。

## ニ. 独立社外者である特別委員会の意見の重視

本プランにおいては、実際に当社に対して買付行為等がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規程に従い、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととなります。また、当社取締役会は、特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合でない限りは、特別委員会の勧告又は株主総会における決定の内容と異なった決議をすることはできません。このように、特別委員会によって、当社内部の取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの実際の運営が行われる仕組みが確保されています。

## ホ. 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、上記にて記載した通り、特別委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

## ヘ. 客観的な解除条件が付されていること（デッドハンド型買収防衛策ではないこと）

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役からなる取締役会により本プランを廃止することができます。したがって、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止

できない買収防衛策)、スローハンド・ピルといった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

#### ト. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付提案者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策として位置付けております。その方法といたしまして

- ① 継続的な成長により株主価値を最大化すること
- ② 安定的な配当を継続すること

を実施しております。

成長の源泉として利益を確保すると同時に、安定的な配当の継続と配当性向50%以上を目標として実施してまいります。

上記の方針に基づき、当期末の配当は15円といたします。すでにお支払いしている中間配当とあわせ、当期の年間配当金は30円となります。

内部留保については、経営基盤の拡大のためのM&A、新規事業、研究開発、人材への戦略的な投資に有効活用し、業績の向上を目指してまいります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号の法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

また、剰余金の配当としての期末配当は毎年5月31日、中間配当は毎年11月30日を基準日としております。

## 連結貸借対照表

(平成22年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	7,205,855	<b>流 動 負 債</b>	610,255
現金及び預金	4,299,747	買掛金	34,237
受取手形及び売掛金	1,533,576	未払法人税等	93,703
有価証券	1,000,357	賞与引当金	276,016
仕掛品	149,306	役員賞与引当金	8,213
繰延税金資産	178,101	受注損失引当金	5,611
その他	45,320	瑕疵補修引当金	7,949
貸倒引当金	△555	その他	184,525
<b>固 定 資 産</b>	1,523,217	<b>固 定 負 債</b>	45,413
<b>有 形 固 定 資 産</b>	266,365	役員退職慰労引当金	45,413
建物及び構築物	135,716	<b>負 債 合 計</b>	655,669
工具、器具及び備品	33,690	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	96,958	<b>株 主 資 本</b>	8,073,349
<b>無 形 固 定 資 産</b>	116,461	資本金	1,487,409
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	1,140,390	資本剰余金	2,325,847
投資有価証券	851,904	利益剰余金	4,435,266
繰延税金資産	1,592	自己株式	△175,174
その他	286,893	評価・換算差額等	53
		その他有価証券評価差額金	53
		<b>純 資 産 合 計</b>	8,073,403
<b>資 産 合 計</b>	8,729,072	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	8,729,072

## 連結損益計算書

(平成21年6月1日から  
平成22年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,641,653
売 上 原 価		3,661,291
売 上 総 利 益		980,362
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		751,520
営 業 利 益		228,841
営 業 外 収 益		46,923
受 取 利 息	30,269	
保 険 解 約 益	6,637	
助 成 金 収 入	6,568	
雑 収 入	3,447	
営 業 外 費 用		6,752
寄 付 金	1,500	
障 害 者 雇 用 納 付 金	1,650	
雑 損 失	3,602	
経 常 利 益		269,013
特 別 利 益		53,411
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	177	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	47,137	
投 資 有 価 証 券 受 贈 益	6,097	
特 別 損 失		13,803
固 定 資 産 売 却 損	260	
固 定 資 産 除 却 損	2,175	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	135	
特 別 退 職 金	11,232	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		308,621
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		160,310
法 人 税 等 調 整 額		△22,383
当 期 純 利 益		170,695



## 連結株主資本等変動計算書

(平成21年6月1日から  
平成22年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	1,487,409	2,325,847	4,435,878	△9	8,249,125
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△171,306		△171,306
当期純利益			170,695		170,695
自己株式の取得				△175,164	△175,164
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			△611	△175,164	△175,776
当 期 末 残 高	1,487,409	2,325,847	4,435,266	△175,174	8,073,349

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
前 期 末 残 高	717	8,249,843
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△171,306
当期純利益		170,695
自己株式の取得		△175,164
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△663	△663
当期変動額合計	△663	△176,439
当 期 末 残 高	53	8,073,403

## 注記事項

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称 コンピュータシステムプランニング㈱  
アイ・ピー・エス㈱

##### ② 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 大連艾普迪科技有限公司  
(連結の範囲から除いた理由)  
非連結子会社は、小規模であり総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社（大連艾普迪科技有限公司）及び関連会社（ソフトウェア・テクニクス㈱）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

従来、関連会社であった㈱日本システムアプリケーションは、平成22年5月に全保有株式を売却しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、アイ・ピー・エス㈱の決算日は3月31日であり、連結決算日との差は2ヶ月であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

- ・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
- ・時価のないもの……………移動平均法による原価法  
なお、取得原価と債券金額との差額の性格が、金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産  
仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10年～50年

工具、器具及び備品 4年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用目的のソフトウェア

・社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

・定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金……………連結計算書類作成会社及び連結子会社は従業員の賞与支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金……………連結計算書類作成会社及び一部の連結子会社は役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ. 受注損失引当金……………受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち当連結会計年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについては、将来発生が見込まれる損失を引当計上しております。

ホ. 瑕疵補修引当金……………ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担保費用等の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。また、当連結会計年度において瑕疵補修案件が発生しましたので、個別に瑕疵補修見込額を計上しております。

ヘ. 役員退職慰労引当金……………連結計算書類作成会社及び連結子会社1社の役員の退職慰労金支給に備えるため、内規による連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価額を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする方法を用いております。

(会計方針の変更)

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度から適用し、当連結会計年度に着手した請負契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

これにより、売上高は85,374千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ26,431千円増加しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	土地	27,588千円
なお、当連結会計年度末には担保に係る債務はありません。		
(2) 当座借越契約		
当座借越限度額		100,000千円
借入実行残高		一千円
差引額		<u>100,000千円</u>
(3) 有形固定資産の減価償却累計額		525,537千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,745,184	—	—	5,745,184
自己株式				
普通株式	13	200,000	—	200,013

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

##### イ. 平成21年6月18日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 86,177千円
- ・1株当たり配当金額 15円00銭
- ・基準日 平成21年5月31日
- ・効力発生日 平成21年8月11日

##### ロ. 平成22年1月7日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 85,129千円
- ・1株当たり配当金額 15円00銭
- ・基準日 平成21年11月30日
- ・効力発生日 平成22年2月5日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 平成22年7月7日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 83,177千円
- ・1株当たり配当金額 15円00銭
- ・基準日 平成22年5月31日
- ・効力発生日 平成22年8月11日

#### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年8月26日 定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	323,000株
新株予約権の数	3,230個

#### 4. 金融商品に関する注記

##### 追加情報

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクが存在します。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であり流動性リスクが存在します。未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、すべて1年以内に納付期日が到来します。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は経理規程に従い、営業債権について、経理部が得意先別に記録・整理して定期的に管理しております。また事業部門長が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金計画に基づき、「決裁権限細則」の所定決裁を経て、格付の高い債券のみを対象として運用しているため、信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

###### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

月次の取引実績は、経理部所管の役員及び経営会議に報告しております。連結子会社の資金運用も当社に資金を集中させ、一括して運用することとしました。

###### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が毎月、資金繰計画を作成・更新するとともに取締役会に報告しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち51.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,299,747	4,299,747	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,533,576	1,533,576	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	1,527,622	1,522,259	△5,363
① 満期保有目的の債券	1,505,578	1,500,215	△5,363
② その他有価証券	22,044	22,044	—
資産計	7,361,018	7,355,584	△5,363
(1) 買掛金	34,237	34,237	—
(2) 未払法人税等	93,703	93,703	—
負債計	127,940	127,940	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券は満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

①満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	連結貸借 対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	その他	500,751	501,080	329
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	その他	1,004,826	999,134	△5,692
合計		1,505,578	1,500,215	△5,363

②その他有価証券

(単位：千円)

	種類	連結貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,450	6,020	430
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	15,594	15,933	△339
合計		22,044	21,953	91

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表価額
有価証券（合同運用金銭信託）	300,000
非上場株式	24,639
出資金	10,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。



(注) 3 満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,299,747	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,533,576	—	—	—
有価証券のうち満期があるもの				
その他有価証券のうち満期があるもの(その他)	300,000	—	—	—
満期保有目的の債券(その他)	700,000	796,000	—	—
合計	6,833,324	705,220	—	—

5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,455円93銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 30円14銭    |

6. 重要な後発事象に関する注記

共通支配下の取引等

当社は、平成22年3月24日開催の取締役会における決議に基づき、当社の100%子会社であるコンピュータシステムプランニング株式会社を平成22年6月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 システム開発

事業の内容 金融システムの開発

② 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、コンピュータシステムプランニング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

③ 結合後企業の名称

日本プロセス株式会社

④ 取引の目的を含む取引の概要

コンピュータシステムプランニング株式会社は当社の連結子会社であり、金融システムや販売/顧客管理システムなどのシステム開発を主な事業としておりました。当社グループとしては、経営の効率化をさらに推し進める上で子会社の情報・人材・ノウハウ等を日本プロセス株式会社に一体化することにより、経営資源の効率的な活用を図れると判断し、コンピュータシステムプランニング株式会社を吸収合併いたしました。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

7. その他の注記

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成22年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,693,563</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>571,736</b>
現金及び預金	3,893,121	買掛金	36,429
受取手形	11,336	未払金	99,772
売掛金	1,445,682	未払法人税等	90,008
有価証券	1,000,357	未払消費税等	30,112
仕掛品	149,306	未払費用	12,614
前払費用	25,937	前受金	1,791
繰延税金資産	147,056	預り金	17,314
未収金	4,777	賞与引当金	263,660
その他の	16,090	役員賞与引当金	6,473
貸倒引当金	△102	受注損失引当金	5,611
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,629,436</b>	瑕疵補修引当金	7,949
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>264,764</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>41,723</b>
建物	123,846	役員退職慰労引当金	41,723
構築物	10,297	<b>負 債 合 計</b>	<b>613,459</b>
工具、器具及び備品	33,661	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	96,958	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,709,487</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>116,207</b>	資本金	1,487,409
ソフトウェア	112,571	資本剰余金	2,325,847
その他	3,635	資本準備金	2,174,175
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,248,465</b>	その他資本剰余金	151,672
投資有価証券	851,887	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>4,071,404</b>
関係会社株式	137,018	利益準備金	65,370
敷金及び保証金	138,271	その他利益剰余金	4,006,033
長期前払費用	701	別途積立金	3,300,150
繰延税金資産	1,592	繰越利益剰余金	705,883
保険積立金	104,427	<b>自 己 株 式</b>	<b>△175,174</b>
会員権	14,566	評価・換算差額等	53
		その他有価証券評価差額金	53
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,709,541</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,323,000</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>8,323,000</b>

# 損 益 計 算 書

（平成21年6月1日から  
平成22年5月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	4,097,459
売 上 原 価	3,209,055
売 上 総 利 益	888,404
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	686,583
営 業 利 益	201,821
営 業 外 収 益	150,664
受 取 利 息	12,994
有 価 証 券 利 息	16,665
受 取 配 当 金	91,142
受 取 手 数 料	18,769
保 険 解 約 益	6,637
雑 収 入	4,454
営 業 外 費 用	6,750
寄 付 金	1,500
障 害 者 雇 用 納 付 金	1,650
雑 損 失	3,600
経 常 利 益	345,736
特 別 利 益	53,254
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	20
投 資 有 価 証 券 売 却 益	21,985
投 資 有 価 証 券 受 贈 益	6,097
関 係 会 社 株 式 売 却 益	25,152
特 別 損 失	2,233
固 定 資 産 売 却 損	260
固 定 資 産 除 却 損	1,973
税 引 前 当 期 純 利 益	396,758
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	153,200
法 人 税 等 調 整 額	△16,873
当 期 純 利 益	260,431

## 株主資本等変動計算書

（平成21年6月1日から）  
（平成22年5月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
前 期 末 残 高	1,487,409	2,174,175	151,672	2,325,847	65,370	3,300,150	616,758	3,982,279	△9	7,795,527
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△171,306	△171,306		△171,306
当 期 純 利 益							260,431	260,431		260,431
自己株式の取得									△175,164	△175,164
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計							89,124	89,124	△175,164	△86,040
当 期 末 残 高	1,487,409	2,174,175	151,672	2,325,847	65,370	3,300,150	705,883	4,071,404	△175,174	7,709,487

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
前 期 末 残 高	800	7,796,327
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△171,306
当 期 純 利 益		260,431
自己株式の取得		△175,164
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△746	△746
当期変動額合計	△746	△86,786
当 期 末 残 高	53	7,709,541

## 注記事項

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社及び関連会社株式…移動平均法による原価法

ロ. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

ハ. その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、取得原価と債券金額との差額の性格が、金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10年～50年

工具、器具及び備品 4年～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用目的のソフトウェア…社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他……………定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち当事業年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについては、将来発生が見込まれる損失を引当計上しております。

⑤ 瑕疵補修引当金

ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担保費用等の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。また、当事業年度において瑕疵補修案件が発生しましたので、個別に瑕疵補修見込額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価額を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする方法を用いております。

(会計方針の変更)

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当事業年度から適用し、当事業年度に着手した請負契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

これにより、売上高は85,374千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ26,431千円増加しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

土地

27,588千円

なお、当事業年度末には担保に係る債務はありません。

(2) 当座借越契約	
当座借越限度額	100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	<u>100,000千円</u>
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	523,721千円
(4) 関係会社に対する金銭債権	4,023千円
(5) 関係会社に対する金銭債務	10,594千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引	156,445千円
② 営業取引以外の取引	136,104千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 株式数 (株)
普通株式	13	200,000	－	200,013



## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金等	114,606千円
役員退職慰労引当金	16,977千円
未払事業税・未払事業所税	11,273千円
一括償却資産	1,122千円
その他	21,684千円
繰延税金資産小計	165,664千円
評価性引当額	△16,977千円
繰延税金資産合計	148,686千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	37千円
繰延税金負債合計	37千円
繰延税金資産の純額	148,649千円

## 6. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	1,390円32銭
② 1株当たり当期純利益	45円99銭
算定上の基礎は次の通りであります。	
純資産額	7,709,541千円
当期純利益	260,431千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	260,431千円
期中平均株式数	5,663,066株

希薄化を有する潜在株式は存在しません。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

共通支配下の取引等

当社は、平成22年3月24日開催の取締役会における決議に基づき、当社の100%子会社であるコンピュータシステムプランニング株式会社を平成22年6月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 システム開発

事業の内容 金融システムの開発

②企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、コンピュータシステムプランニング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

③結合後企業の名称

日本プロセス株式会社

④取引の目的を含む取引の概要

コンピュータシステムプランニング株式会社は当社の連結子会社であり、金融システムや販売/顧客管理システムなどのシステム開発を主な事業としておりました。当社グループとしては、経営の効率化をさらに推し進める上で子会社の情報・人材・ノウハウ等を日本プロセス株式会社に一体化することにより、経営資源の効率的な活用を図れると判断し、コンピュータシステムプランニング株式会社を吸収合併いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

9. その他の注記

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結会計書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年7月15日

日本プロセス株式会社  
取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 下村 久幸 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中川 俊夫 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本プロセス株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プロセス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(追記情報)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成22年3月24日開催の取締役会における決議に基づき、100%子会社であるコンピュータシステムプランニング株式会社を平成22年6月1日に吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年7月15日

日本プロセス株式会社  
取締役会 御中

### 京橋監査法人

代表社員 公認会計士 下村 久幸 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中川 俊夫 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本プロセス株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。

当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(追記情報)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度から「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成22年3月24日開催の取締役会における決議に基づき、100%子会社であるコンピュータシステムプランニング株式会社を平成22年6月1日に吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を法令及び企業会計審議会等により公表された諸基準に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記事項）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記事項）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年7月15日

日本プロセス株式会社 監査役会

常勤監査役 白川 一 幸 ⑩

監査役 川上 弘 ⑩

監査役 椎名 健二 ⑩

(注) 監査役川上 弘及び監査役椎名健二は、社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	大部 仁 (昭和43年6月16日生)	平成4年4月 郵政省（現総務省）入省 平成8年1月 郵政省退官 平成11年5月 イリノイ大学法科大学院修士課程修了 平成12年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成12年8月 当社取締役 平成15年7月 当社代表取締役社長（現任） 平成17年7月 コンピュータシステムプランニング株式会社代表取締役社長 平成18年8月 株式会社日本システムアプリケーション代表取締役社長	549,823株
2	上石 芳昭 (昭和30年3月14日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年8月 当社日立事業所長 平成15年8月 当社事業統括部長 平成16年3月 当社京浜事業所長 平成16年8月 当社取締役就任 平成18年6月 当社事業統括（現任） 平成18年7月 国際プロセス株式会社代表取締役社長（現任） 平成19年8月 当社代表取締役副社長（現任）	20,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	奥山 一幸 (昭和22年5月18日生)	昭和45年4月 東京芝浦電気株式会社（現株式会社東芝）入社 平成8年9月 株式会社東芝ネットワークコンピューティング推進室長 平成11年4月 株式会社東芝情報処理システム技師長 平成15年1月 東芝アルパイン・オートモティブテクノロジー株式会社入社 取締役開発部長 平成16年6月 当社入社 技術顧問 平成17年7月 当社理事・執行役員 平成18年6月 当社執行役員管理部長 平成18年8月 当社取締役（現任） 平成19年6月 当社管理統括兼技術統括 平成21年6月 当社技術統括兼情報システム統括（現任）	12,700株
4	多田 俊郎 (昭和34年10月3日生)	昭和59年4月 当社入社 平成16年3月 当社品質技術部長兼日立事業所長代理 平成18年6月 当社品質技術部長兼日立事業所副所長 平成18年8月 当社執行役員品質技術部長兼日立事業所副所長 平成19年6月 当社執行役員プロジェクト管理支援部長 平成21年6月 当社品質統括兼プロジェクト管理支援部長（現任） 平成21年8月 当社取締役（現任）	4,600株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	久保 裕 (昭和42年1月7日生)	<p>平成5年4月 株式会社三菱総合研究所入社</p> <p>平成12年8月 イー・サムスン株式会社インターネット事業部長</p> <p>平成13年4月 株式会社ゲームオン代表取締役社長</p> <p>平成14年4月 株式会社フルキャスト（現株式会社フルキャストホールディングス）経営企画部長</p> <p>平成15年5月 スリープロ株式会社（現スリーグループ株式会社）取締役（現任）</p> <p>平成16年12月 株式会社フルキャスト取締役経営戦略本部長</p> <p>平成17年10月 アジアパシフィックシステム総研株式会社代表取締役社長</p> <p>平成20年1月 株式会社ネオキャリア取締役（現任）</p> <p>平成21年6月 当社入社 管理統括兼財務統括（現任）</p> <p>平成21年8月 当社取締役（現任）</p> <p>平成22年6月 当社グループ会社統括（現任）</p>	300株
6	諸星 信也 (昭和20年9月13日生)	<p>昭和45年4月 株式会社電通入社</p> <p>昭和62年10月 同社情報システム室企画開発部長</p> <p>平成11年1月 同社情報システム局長</p> <p>平成17年10月 広告システム研究所所長（現任）</p> <p>平成17年10月 東京コンサルティング株式会社顧問（現任）</p> <p>平成20年8月 当社取締役（現任）</p>	—
7	千葉 拓 (昭和46年9月6日生)	<p>平成7年4月 野村證券株式会社入社</p> <p>平成14年4月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現SBIホールディングス株式会社）入社</p> <p>平成18年9月 フードエックス・グローブ株式会社取締役</p> <p>平成19年3月 株式会社セムコーポレーション社外取締役（現任）</p> <p>平成20年2月 SBIキャピタル株式会社取締役執行役員（現任）</p> <p>平成20年6月 株式会社VSN取締役（現任）</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との利害関係に関する事項
- (1) 千葉拓氏は、SBIキャピタル株式会社取締役執行役員を兼務されております。SBIキャピタル株式会社は、当社の発行済み株式の16.5%を保有し筆頭株主である「SBI Value Up Fund 1号投資事業有限責任組合」を運営する会社であります。
  - (2) その他の候補者は、当社との間には特別の関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 諸星信也氏、千葉拓氏は、社外取締役候補者であります。
  - (2) 社外取締役候補者とした理由  
諸星信也氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、高度な情報システム関連技術・知識・経験を活用願うとともに、一流企業での上級管理者としての視点で経営の監視などをしていただきたくため選任をお願いするものであります。社外取締役としての在任期間は本総会の終結の日をもって2年となります。  
千葉拓氏は、資本政策及び事業戦略などに対する豊富な経験を当社の経営に活かしていただきたくため選任をお願いするものであります。
  - (3) 責任限定契約の概要  
当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、選任された場合諸星信也氏と当社との間で当該責任限定契約を継続、千葉拓氏と当社との間で当該責任限定契約を新たに締結する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 諸星信也氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

## 第2号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、次期定時株主総会開催の時までを選任の効力とする補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	長谷川 淳一 (昭和28年5月25日生)	昭和51年4月 当社入社 平成13年8月 当社青梅事業所長 平成16年9月 当社経営監査室長(現任)	7,000株
2	石橋 克郎 (昭和35年2月6日生)	平成2年9月 株式会社TAC入社 平成7年10月 司法試験合格 平成8年4月 司法研修所入所(第50期司法修習生) 平成10年3月 司法研修所卒業 平成10年4月 東京弁護士会に弁護士登録中村法律事務所入所(現任) 平成15年4月 中央大学法科大学院実務講師 平成19年4月 中央大学法科大学院兼任講師(現任) 平成19年4月 明治学院大学法科大学院兼任講師(現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 補欠社外監査役候補者に関する事項

(1) 石橋克郎氏は、補欠社外監査役候補者であります。

(2) 補欠社外監査役候補者とした理由

同氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

(3) 責任限定契約の概要

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、監査役に就任した場合同氏と当社との間で当該責任限定契約を契約する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以上

